

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第1 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定の修正

食事療養に係る小児慢性特定疾病医療費の額の算定について、これを除く指定小児慢性特定疾病医療支援と同様に自己負担の割合の上限を2割とすること。
(第19条の2第2項関係)

第2 検討時期の前倒し

施行後3年(原案は5年)を目途として検討を加えるものとする。
(附則第2条関係)

第3 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。